

岐阜市シェアサイクル運営業務委託及び納付事務の取扱いに係る契約 事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

本市の観光振興に資する二次交通手段を確立させ、さらなる誘客を図るため、また観光利用拡大の二次的効果として、市民の利用促進を図るため、令和 4 年度から導入したサイクルポート無人化及び料金決済のキャッシュレス化を伴うシェアサイクル事業の管理運営を行う事業者の選定を行います。

この実施要領は、本事業を行う事業者の選定をプロポーザル方式により公正かつ公平な方法で実施するために、必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

- (1) 業務名 岐阜市シェアサイクル運営業務委託及び納付事務の取扱いに係る契約
- (2) 業務の内容 別紙仕様書参照
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 14 年 3 月 31 日まで
(事業運営期間 令和 9 年 4 月 1 日※予定から令和 14 年 3 月 31 日まで)
- (4) 選定方法 公募型プロポーザル方式
- (5) 予定価格 100,631,600 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、令和 8 年度は支払を行わず、契約期間中の各年度の支払上限額は下記のとおりとします。

年度	支払上限額（円）
令和 8 年度	支払なし
令和 9 年度	18,954,500
令和 10 年度	19,523,200
令和 11 年度	20,108,600
令和 12 年度	20,712,000
令和 13 年度	21,333,300

3 参加資格等

(1) 条件

プロポーザルへの参加は、次に掲げる条件を全て満たしていることが必要です。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ウ プロポーザル参加表明書等の提出期限の日から契約締結の日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和 62 年 3 月 27 日決裁）の規定による資格停止措置を受けていないこと。

エ 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 23 年 3 月 31 日決裁）第 3 条に規定する排除措置の対象となるものでないこと。

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものでないこと。

カ 平成 28 年度以降における国、地方公共団体又は観光協会を相手方としたサイクルポート無人化及び料金決済のキャッシュレス化を伴うシェアサイクル運営業務の実績があること。

(2) スケジュール

ア 募集期間（公告期間）

令和 8 年 7 月 29 日（水）から 8 月 19 日（水）まで

イ 質問受付

令和 8 年 7 月 29 日（水）から 8 月 5 日（水）まで

ウ 質問回答期限

令和 8 年 8 月 12 日（水）

エ 参加表明書及び企画提案書の受付

令和 8 年 7 月 29 日（水）から 8 月 19 日（水）まで

オ 審査

令和 8 年 8 月下旬

カ 審査結果通知

契約候補者の選定後、速やかに参加者へ通知します。

キ 契約の締結

令和 8 年 10 月下旬

ク 契約の終了日

令和 14 年 3 月 31 日（水）

※ 日程については、岐阜市の都合により変更する場合があります。

4 提出書類等

(1) 参加表明書等の受付

参加表明書の提出をもって、この実施要領等の記載事項に同意し、参加表明があったものとみなします。

ア 提出書類及び提出部数（1 事業者につき 1 提案とします。）

- | | |
|---------------------------------|-----|
| ① 参加表明書（様式 1） | 1 部 |
| ② 暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書（様式 2） | 1 部 |
| ③ 提案者情報書（様式 3）及び添付資料 | 5 部 |
| シェアサイクル運営業務の実績（様式 3－別紙 1）及び添付資料 | 5 部 |
| ④ 経費見積書（様式 4） | 1 部 |
| ⑤ 企画提案書（様式任意） | 5 部 |

※ 各様式は、岐阜市ホームページにおいて入手できます。

※ この実施要領等全ての関連資料、書類様式等については、本プロポーザルにおける提案目的以外の目的による使用、複製及び転載を禁止します。

※ ⑤の書類については、(3) アを参照して作成してください。

※ 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

※ 参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式任意。代表者印及

び辞退理由を記載のこと。)を提出してください。

イ 提出場所

〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1

岐阜市役所 ギふ魅力づくり推進部 観光コンベンション課

ウ 受付期間

令和 8 年 7 月 29 日 (水) から 8 月 19 日 (水) 午後 5 時 30 分まで (必着)

※各受付期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日は、受け付けません。

また、受付は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までの間 (正午から午後 1 時までを除く。)に行います。

エ 提出方法

① イの提出場所にアの提出書類を各受付期間内に持参し、又は郵送してください(電子メールでの提出は、受理しません。)。なお、郵送の場合は「配達記録郵便」等、配達の記録が残るものとしてください。参加辞退届出書を提出する場合も同様です。

② ア③及び⑤の書類は、正本 1 部と副本 4 部を調製の上、提出してください。

オ 提出書類の取扱い

① 受付期間後は、本市の同意なく提出書類に記載された内容を変更することは認めません。

② 提出された書類は、一切返却しません。

③ 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがあります。

④ 提出書類は、本プロポーザルの目的以外の目的には使用しません。

⑤ 提出書類は、岐阜市情報公開条例 (昭和 60 年岐阜市条例第 28 号) に基づく公開請求により公開する場合があります。

⑥ 提出書類の内容について、別途確認することがあります。

(2) 質問受付及び回答

ア 質問方法

質問受付期間内において、質問書 (様式 5) を次の宛先に電子メールにより提出してください。その際の件名は、「岐阜市シェアサイクル運営業務委託等に関する質問」としてください。

岐阜市役所 ギふ魅力づくり推進部 観光コンベンション課

kankou@city.gifu.gifu.jp

イ 質問受付期間

令和 8 年 7 月 29 日 (水) から 8 月 5 日 (水) 午後 5 時 30 分まで (必着)

ウ 質問回答方法

質問に対する回答は、質問者を非公開とし、岐阜市ホームページに掲載します。

なお、事業者選定の公平性を保てないと認められる質問の内容がある場合は、回答しないことがあります。また、質問に対する回答をもって、実施要領等の追加又は修正をしたものとみなします。

エ 質問回答期日

令和 8 年 8 月 12 日 (水)

(3) 提出書類に係る留意事項

ア 企画提案書について

別紙仕様書に基づき、提案者の業務手法及び優位性を分かりやすく記載した企画提案書を作成してください。

なお、企画提案書はそれぞれ、A4版・縦型・横書き・20枚（最大40ページ。表紙及び目次の頁数含む。）以内・左上1箇所綴じの印刷物としてください。

■ 企画提案書には、仕様書に基づき次に掲げる項目を明記してください。

- ① 実施方針
- ② 実施計画
- ③ 導入自転車・サイクルポート仕様
- ④ システム仕様
- ⑤ 運営体制・保守管理等
- ⑥ 情報連携体制
- ⑦ その他（仕様書13－(3)に基づく提案等）

5 契約候補者の選定方法等

(1) 契約候補者の選定

契約候補者は、次の手順により選定します。

ア 本市が設置する「岐阜市シェアサイクル運営業務委託及び納付事務の取扱いに係る契約事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が定めた評価基準に基づき、審査委員会において、提案内容に係るプレゼンテーションを実施し、企画提案書内容及び見積金額を評価項目ごとに採点します。

イ 審査委員会の決定した合計点数の高い順に順位を決定します。同点の場合は、審査委員会の各委員の評価項目（価格点の項目を除く。）ごとに最も多く1位票を獲得した提案者を優位とします。1位票が同数の場合は、その中から2位票の多い提案者を、さらに2位票が同数の場合は、3位票の多い提案者を優位とします。

ウ イで決定した順位が1位の提案者を契約候補者、2位の提案者を次点契約候補者として選定します。

エ 契約候補者選定後、本市と契約候補者は、仕様書等の内容を協議し、業務内容を確認した上で、岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）その他法令等の定めるところにより契約を締結する予定です。

ただし、契約候補者を選定した後に、当該契約候補者に本プロポーザルにおいて失格事項又は不正と認められる行為が判明したこと等により、契約締結が不調となった場合は、次点契約候補者と契約締結の交渉をします。

(2) プレゼンテーションの概要（書類審査となる場合もあります。）

ア 開催日時

令和8年8月下旬

※ 詳細は参加者に別途連絡します。

イ 開催場所

岐阜市役所内

※ 詳細は参加者に別途連絡します。

ウ 開催内容

- ① 持ち時間は、企画提案 20 分及び質疑応答 20 分とします。
- ② 出席者は、業務従事者を含む 3 名以内とします。
- ③ 提案内容の説明は提出した資料のみを用いて行い、説明支援機器等の使用は原則認めません。ただし、説明時には提案内容と同等の仕様の自転車及びロック機器を準備し、貸出及び返却のデモンストレーションを実施してください。
また、企画提案書等に記載していない新たな情報の使用は認めません。
- ④ プレゼンテーションの順序は、参加表明書の提出順とします。

(3) 審査委員会の運営

審査委員会は、委員 3 名により組織されています。

(4) 評価基準

ア 評価項目に係る配点構成は、別紙「評価項目一覧表」のとおりとします。

イ 「企画提案」の評価点は、次の表のとおり 5 段階評価とし、それらの評価点に各評価項目の換算値を乗じて得た点数を合計して採点します。

	評価点数
とても優れている	5 点
優れている	4 点
普通	3 点
あまり評価しない	2 点
悪い	0 点

ウ 「価格評価」は、最高点を 20 点とし、次の算出式を用いて行います。

価格点 = $100 \times ((\text{予定金額} - \text{見積金額}) / \text{予定金額})$ ※小数点第 2 位を四捨五入

エ 審査における最低基準点は各審査委員の持ち点（200 点満点）合計の 6 割とし、参加事業者の全てがこの基準を満たさない場合は、再度公募を行います。応募事業者が 1 者の場合は、最低基準点を満たした際に、契約候補者として選定します。

(5) 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果は、参加者宛て文書にて速やかに通知します。なお、電話等による問合せには応じません。

イ 審査結果は、岐阜市ホームページで公表します。なお、契約候補者については提案者名と点数を明らかにし、その他の提案者については匿名で点数を公表します。

ウ 審査結果に対しての異議申立て等は、受け付けません。

6 プロポーザル参加に関する留意事項

(1) 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格となります。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合
- ウ 経費見積書において見積額が予定価格を超えている場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ この実施要領、関係法令及び担当者が指示した事項に違反する場合

(2) 著作権、特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとします。

(3) 費用負担

本プロポーザルの参加に要する費用等は、参加者の負担とします。

7 事務局

岐阜市役所 ギフ魅力づくり推進部 観光コンベンション課

担当： 吉田、三輪

電話： 058-265-3984（直通）

メールアドレス：kankou@city.gifu.gifu.jp

別紙 評価項目一覧表

評価項目		評価視点		評価点	換算値	配点
企画提案	提案内容等	実施方針	全体を通して、業務目的や本市の特性を理解した提案となっているか。 現状の導入をベースに、更なるシェアサイクルの利用者増加を通じた観光振興へと繋がるよう検討されているか。	5	×6.0	30点
		実施計画	本市の現状が十分に分析され、目的に対し効果的な装備及び運営手法が盛り込まれているか。 また事業運営期間を通じて、利用者アンケートや利用経路分析等、ニーズを把握する仕組みがとられているか。	5	×3.0	15点
		導入自転車・サイクルポート仕様	利用者の安全が確保され、かつ利便性向上に資する装備となっているか。	5	×3.0	15点
		システム仕様	利用者の利便性に配慮されているか。 また、利用者及び発注者の多様なニーズに対応できる仕様となっているか。 マナーが悪い利用者や、利用料の未納者へ、個別連絡できる仕組みがあるか。	5	×4.0	20点
		運営体制・保守管理等	自転車や什器の保守・安全管理等、利用者の快適な利用環境を維持することができる人数体制となっているか。 日常業務の自転車再配置等サイクルポート巡回の具体的なローテーション計画はあるか。	5	×5.0	25点
		情報連携体制	日常的に市内で発生しうる事案に対し、機動的に対応できる体制となっているか。 また、警報発令時や、台風対応、長良川の増水時の旅館へのポート退避連絡など、緊急時に対応できる運営体制は確立されているか。 再委託がある場合、再委託事業者の具体的な提示はあるか。	5	×5.0	25点
		その他	交通反則通告制度（青切符）に対する利用者への自転車の交通ルールの周知方策はあるか。	5	×2.0	10点
	受託者の能力等	同種業務の実績	提案業者の同種業務の実績について、過去10年間に契約履行した実績件数	5	×4.0	20点
		業務への実施体制	実施体制は、具体的で円滑な業務遂行が5年間継続して可能か。 (財務諸表や業務の人員体制より)	5	×4.0	20点

価格評価	価格点	最高点を 20 点とし、次の算出式を用いて行います。 $\text{価格点} = 100 \times ((\text{予定金額} - \text{見積金額}) / \text{予定金額})$ ※小数点第 2 位を四捨五入			20 点
合 計					200 点